

平成 30 年度多面的機能支払交付金に係る抽出検査

今年度の中国四国農政局による、多面的機能支払交付金に係る抽出検査が実施されました。この検査は多面的機能支払交付金実施要領に基づき毎年度実施されるもので、今年度は昨年 11 月 26 日～11 月 28 日の 3 日間で、県内 5 市町(周防大島町、平生町、山陽小野田市、宇部市、美祢市)、全体で 6 活動組織を対象に実施されました。

主な指摘事項について報告がありましたのでお知らせします。
適正な組織運営の参考としてください。

➤検査内容

- ・農地維持支払交付金、資源向上支払交付金に係る平成 29 年度の実施状況の確認
- ・会計経理に関する書類審査
- ・その他

➤検査方法

- ・実施状況及び会計経理についての聞き取り及び書類の内容確認
- ・組織立会人 2 名程度
- ・必要があれば、「認定農用地の保安全管理状況」や「長寿命化の施行状況」についての現地確認の実施

➤準備する関係書類

- ・活動計画書、実施状況報告書、通帳、領収書等証拠書類、総会資料、外部委託書類等

➤主な指摘・指導事項

- ・通帳と印鑑の別管理を行う等、交付金の不適性使用防止のための対策を講じること
- ・レシート等の感熱紙は、劣化により文字が消えるので、コピーしたものを原本とともに保管すること
- ・物品の購入等において、個人のポイントカードを使用しないこと
- ・金銭出納簿の活動実施日を記入する事
- ・金銭出納簿において、自己資金については誰が負担したのかが分かるように備考欄等に記載すること
- ・傷害保険の等への加入を検討すること
- ・茶菓子(菓子パン等)の購入は適当でない

農作業安全中国四国ブロック推進会議に参加

2 月 25 日 (月)、岡山第 2 号合同庁舎において、農業者に対する農作業の安全対策を幅広くより効果的な啓発を図るために、中国四国管内の各県農作業安全担当者、多面的機能支払いの関係者及び生産者団体が参集し開催されました。平成 29 年度に発生した農作業による死亡事故は 304 人で、乗用型トラックの転落・転倒が多く発生していることなどが報告がされました。

推進協議会として、今後も研修会の開催やパンフレットの配布など、事故防止のための啓発活動を進めて参ります。



日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 26,344 (26,340) 百万円】

<対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止【平成27年度～31年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890 (25,890) 百万円

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）**を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454 (450) 百万円

- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保安全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず 3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保安全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)